

兵庫教育大学と兵庫教育大学大学院同窓会との共同研究実施要項

〔平成21年6月24日〕
学長裁定

1 目的

兵庫教育大学（以下「本学」という。）と兵庫教育大学大学院同窓会（以下「同窓会」という。）が連携して共同研究を実施することにより、学校現場の課題解決並びに本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的とする。

2 研究の申請・実施計画書

同窓会正会員が共同研究を申請しようとするときは、研究題目、研究目的、研究計画・研究組織及び必要経費等を記載した別紙様式1による共同研究申請書・実施計画書を、原則として当該実施年度の4月末日までに学長に提出するものとする。ただし、申請者は、在学生を除く本学大学院修了者に限るものとする。

3 研究の選定

共同研究の選定は、本学の都道府県連携推進本部会議の下に「共同研究選定委員会」を設置して行う。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとする。

4 研究組織

研究組織は、本学教員と在学生を除く同窓会正会員で構成し、申請者が研究組織代表者となるものとする。なお、申請時点で研究テーマに則した本学教員が未定の場合には、共同研究申請後に本学同窓会事務局と協議の上、研究組織を構成する本学教員を共同研究選定作業前までの間に定めることができる。

5 研究期間

共同研究の研究期間は、単年度を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、研究期間を2年とすることができる。

6 契約書

共同研究の実施を決定した場合は、本学契約担当役と研究組織代表者との間で別紙様式2による共同研究契約書を締結するものとする。

7 研究経費

共同研究経費は1件20万円を限度とし、本学が負担するものとする。

共同研究経費は前渡しとし、研究終了後その支出の確認を本学が行うものとする。

8 研究成果の報告

研究組織代表者は、研究終了後、速やかに別紙様式3による共同研究成果報告書及び別紙様式4による共同研究経費報告書を本学教員に提出するものとする。本学教員は内容を確認し押印後、大学院同窓会事務局に提出する。

研究成果は、本学と同窓会会員との共通財産とし、原則として、別に定める方法により公表するものとする。

9 共同研究に係る事務

共同研究の実施に関する事務は、都道府県連携推進本部が処理する。

10 その他

平成21年度に実施する共同研究の申請については、第2項の規定にかかわらず平成21年10月末日までに行うものとする。

本共同研究の取扱いは、「兵庫教育大学共同研究取扱規則（昭和59年11月7日規則第9号）」の規定にかかわらず、本要項の定めるところによるものとする。

附 則

この要項は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

大学院同窓会研究助成金による研究成果論文